

静岡市使用済自動車引取業者登録等に関する審査基準

1 趣旨

この基準は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の規定に基づき引取業者及びフロン類回収業者の登録並びに解体業及び破碎業の許可について、必要な基準を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 省令 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）をいう。

3 審査基準

- (1) 申請者の能力に係る基準

事業所に自動車整備士又は中古自動車査定士を配置する場合は、省令47条で規定する「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有する」と認める。

附則

この基準は、平成29年5月1日から施行する。